

# 【 記 載 例 】

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることは間違いありません。

どちらかに をつける

水戸 警察署長 殿

管轄の警察署名

〒 ( 3 1 0 ) 8 5 5 0 平成 年 月 日

住所 水戸市笠原町 9 7 8 - 6  
( 0 2 9 ) 3 0 1 局 0 1 1 0 番

氏名 茨 城 太 郎 印 印

・ 証明申請とは、軽自動車以外の自動車についての申請（新規購入、買い換え、転居等）です。

・ 届出とは、軽自動車の届出又は軽自動車以外の自動車で使用の本拠に変わりがなく、駐車場のみ変更になった場合です。  
(例) 住所が変わらず、駐車場を変更する場合です。

- 備考 1 . 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に をつけてください。
- 2 . 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に をつけてください。